

## 悪臭発生施設に係る届出の手引き

### 目 次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 1   | 悪臭発生施設に係る届出について.....      | 1  |
| (1) | 概要 .....                  | 1  |
| (2) | 届出をする時期・届出先.....          | 1  |
| 2   | 届出の要否フローチャート.....         | 2  |
| 3   | 規制対象地域 .....              | 3  |
| 4   | 悪臭発生施設一覧表.....            | 5  |
| (1) | 北海道公害防止条例.....            | 5  |
| (2) | 千歳市公害防止条例.....            | 6  |
| 5   | 届出について .....              | 7  |
| (1) | 北海道公害防止条例.....            | 7  |
| (2) | 千歳市公害防止条例.....            | 7  |
| 6   | 手続きの流れ .....              | 8  |
| (1) | 設置届・変更届.....              | 8  |
| (2) | 氏名等変更届、承継届、使用全廃（廃止）届..... | 9  |
| (3) | 使用届 .....                 | 9  |
| (4) | 事故報告書 .....               | 10 |
| 7   | 工場等の設置、移転の許可申請.....       | 11 |
| (1) | 届出対象施設.....               | 11 |
| (2) | 届出様式 .....                | 12 |

令和7年4月

千歳市市民環境部環境課

## 1 悪臭発生施設に係る届出について

### (1) 概要

千歳市内で、悪臭を発生する一定の施設（以下「悪臭発生施設」という。）を設置する際は、北海道公害防止条例又は千歳市公害防止条例に基づき、届け出なければなりません（悪臭防止法による届出はありません。）。

届出が必要かどうか、またどの条例に基づく届出が必要なのかについては、次ページの届出の要否フローチャートを参照願います。

### (2) 届出をする時期・届出先

#### ① 北海道公害防止条例

施設設置の工事の開始の日の 60 日前までに、北海道石狩振興局に届け出なければなりません。

#### ② 千歳市公害防止条例

施設設置の工事の開始の日の 30 日前までに、市長に届け出なければなりません。  
届出先は次の通りです。

#### 届出先

〒066-8686

千歳市東雲町 2 丁目 34 番地

市役所本庁舎 1 階 16 番窓口

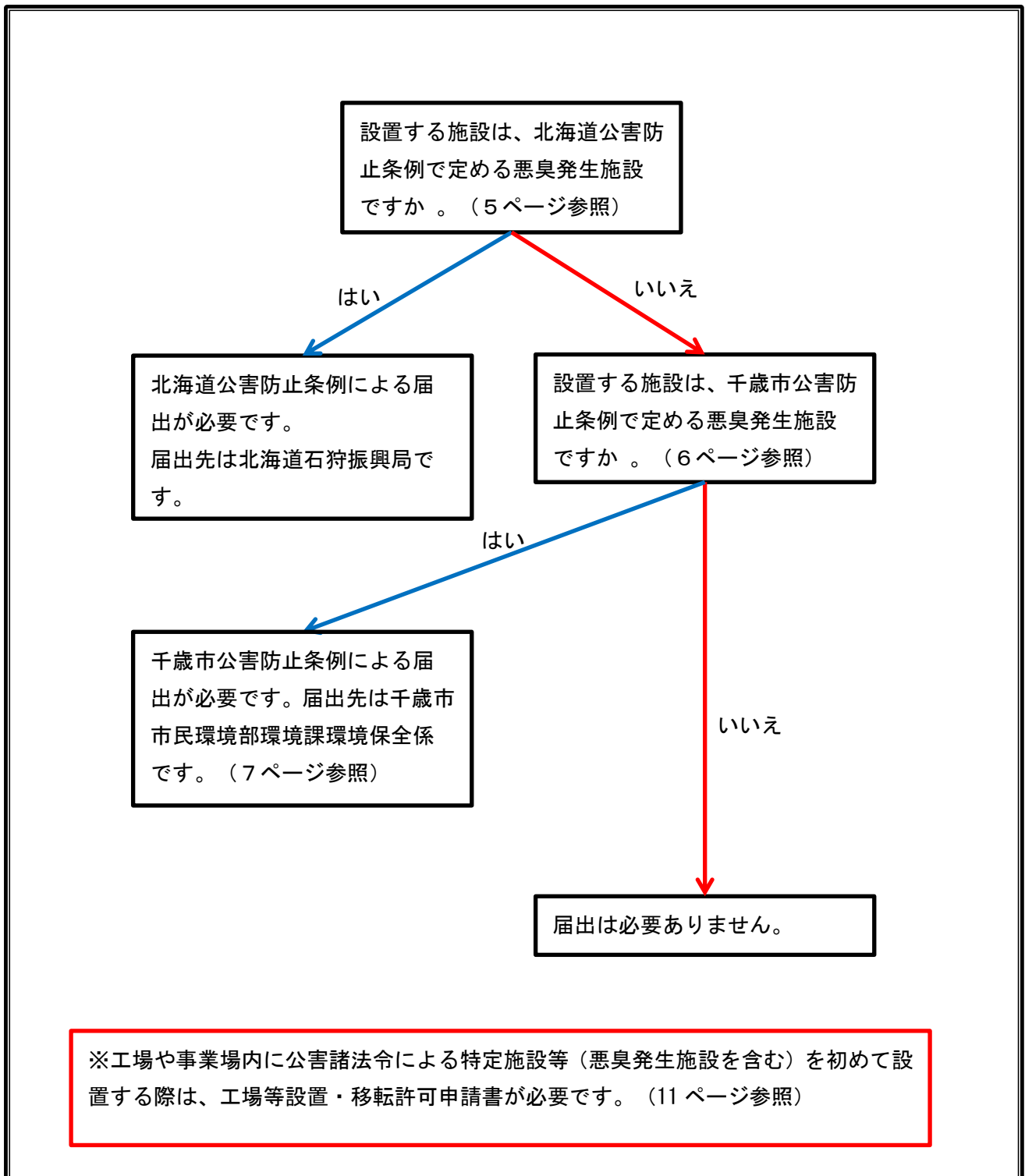
市民環境部環境課環境保全係

E-MAIL [kankyo@city.chitose.lg.jp](mailto:kankyo@city.chitose.lg.jp)

TEL 0123-24-0594

FAX 0123-22-8851

## 2 届出の要否フローチャート



### 3 規制対象地域

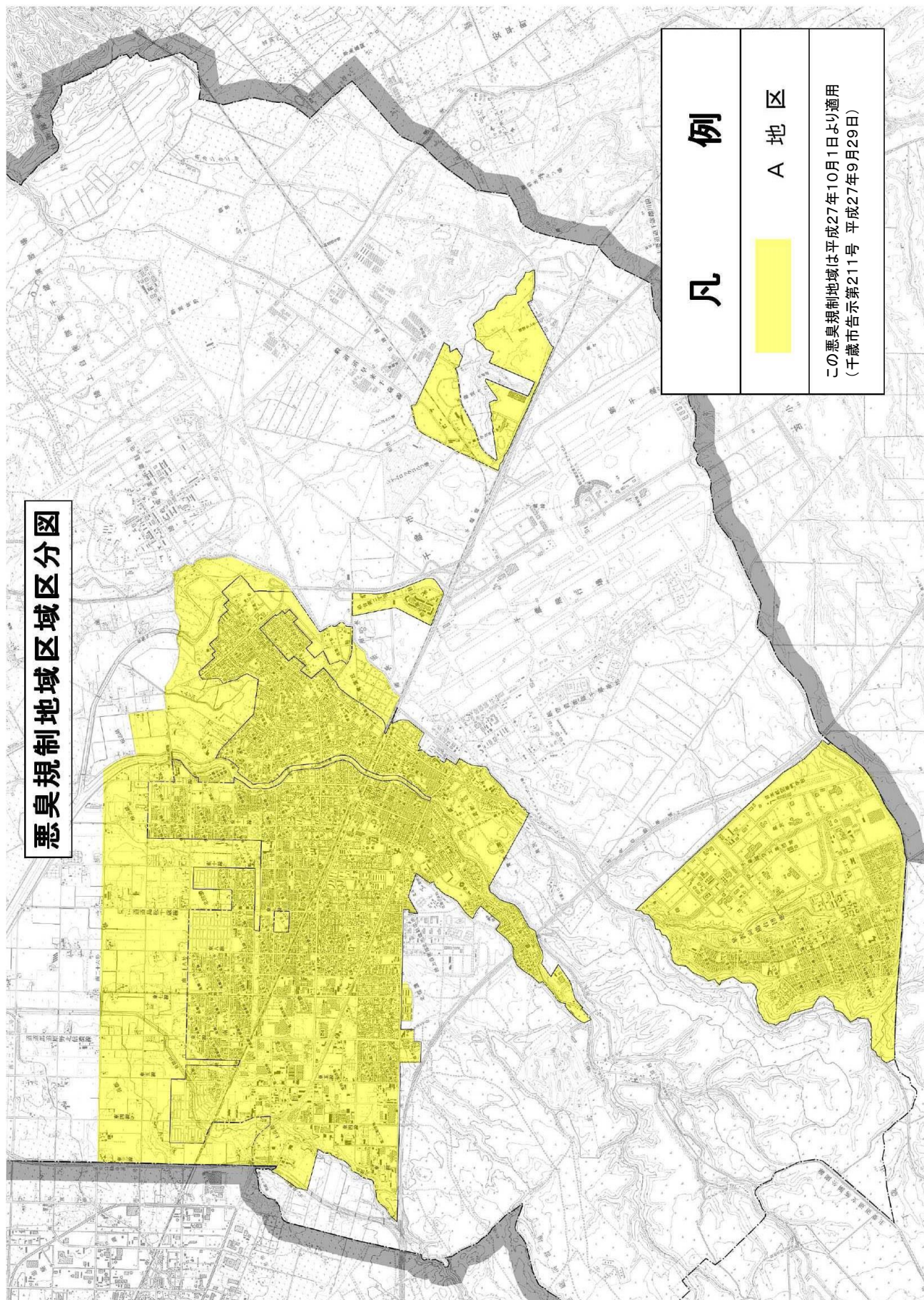
次ページに掲載する、悪臭規制地域区域区分図（平成 27 年千歳市告示第 211 号）うち、色がついている地域は特定悪臭物質の濃度による規制対象地域となります。

悪臭規制地域区域区分図は、北海道庁の騒音・振動・悪臭規制地域マップ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146090.html>) でも確認することができます。

なお、北海道公害防止条例又は千歳市公害防止条例による届出は、規制対象地域の内外にかかわらず、千歳市全域で必要です。

悪臭規制地域区域区分図



凡 例

A 地区

この悪臭規制地域は平成27年10月1日より適用  
(千歳市告示第211号 平成27年9月29日)

#### 4 悪臭発生施設一覧表

##### (1) 北海道公害防止条例

| 番号        | 施設の種類                                                    | 摘要                                                                                                                                                                                   |
|-----------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 (1) (ア) | 動物の飼養又は収容の用に供する飼料施設                                      | 化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあっては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。 |
| 1 (1) (イ) | 動物の飼養又は収容の用に供する屎尿施設                                      |                                                                                                                                                                                      |
| 1 (2)     | 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設                                       |                                                                                                                                                                                      |
| 2         | てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設                                 |                                                                                                                                                                                      |
| 3         | 飼料又は肥料（化学製品を除く。）の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設     |                                                                                                                                                                                      |
| 4         | でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設                                  |                                                                                                                                                                                      |
| 5         | パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設（ブロータンクを含む。）、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設 |                                                                                                                                                                                      |
| 6         | ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設                                 |                                                                                                                                                                                      |

(2) 千歳市公害防止条例

| 番号   | 施設の種類                | 摘要                                                                                 |
|------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1(1) | 塗装製品の加工業の用に供する焼付施設   |                                                                                    |
| 1(2) | 塗装製品の加工業の用に供するスプレー施設 |                                                                                    |
| 2(1) | と畜場の用に供する解体施設        |                                                                                    |
| 2(2) | と畜場の用に供する汚物処理施設      |                                                                                    |
| 3    | 下水道終末処理施設            |                                                                                    |
| 4    | し尿処理施設               |                                                                                    |
| 5    | 動物の飼養又は収容の用に供する施設    | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条に規定する市街化区域であつて豚 5 頭以上、鶏 50 羽以上、牛 5 頭以上の飼養又は収容し得る施設に限る。 |
| 6    | 家畜ふん尿乾燥施設            |                                                                                    |

## 5 届出について

### (1) 北海道公害防止条例

北海道石狩振興局にて確認をお願いします。

お問合せ、届出先は次の通りです。

石狩振興局保健環境部環境生活課地域環境係

〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館

TEL : 011-204-5822 FAX : 011-232-1156

### (2) 千歳市公害防止条例

| 届出の種類  | 概要                                                      | 届出期限              | 備考         |
|--------|---------------------------------------------------------|-------------------|------------|
| 設置届    | 市条例に規定する悪臭発生施設が設置されていない工場・事業場において、新たに悪臭発生施設を設置しようとする場合。 | 工事着手の 30 日以前      | ※ 1<br>※ 2 |
| 使用届    | 条例の改正により新たに悪臭発生施設として指定された場合。                            | 指定された日から 30 日以内   |            |
| 変更届    | 設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る悪臭発生施設の種類ごとの数を変更しようとする場合。      | 工事着手の 30 日以前      | ※ 1        |
| 氏名等変更届 | 悪臭発生施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。                   | 変更のあった日から 30 日以内  | -          |
| 使用廃止届  | 悪臭発生施設のすべてを廃止した場合。                                      | 廃止した日から 30 日以内    | -          |
| 承継届    | 悪臭発生施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。                     | 承継のあった日から 30 日以内  | -          |
| 事故報告書  | 施設の故障、破損その他の事故によって、周辺の地域環境に影響を与え、又は影響を与えるおそれがあるとき。      | 電話による緊急通報後、速やかに提出 | -          |

Eメール（10MB 以内）、郵送、来庁のいずれかの方法で届出をしてください。

郵送、来庁による際は、正副 2 部を提出してください。

届出様式への押印は不要です。

※ 1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図（敷地境界から 200 メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
2. 悪臭の発生及び悪臭の処理にかかる操業の系統の概要を説明する書類
3. 工場・事業場での悪臭発生施設の設置箇所概要図（悪臭発生施設の箇所は赤線で囲むこと。）
4. 悪臭の防止の方法
5. 悪臭発生施設一覧表（既設と新設を明確にすること。）

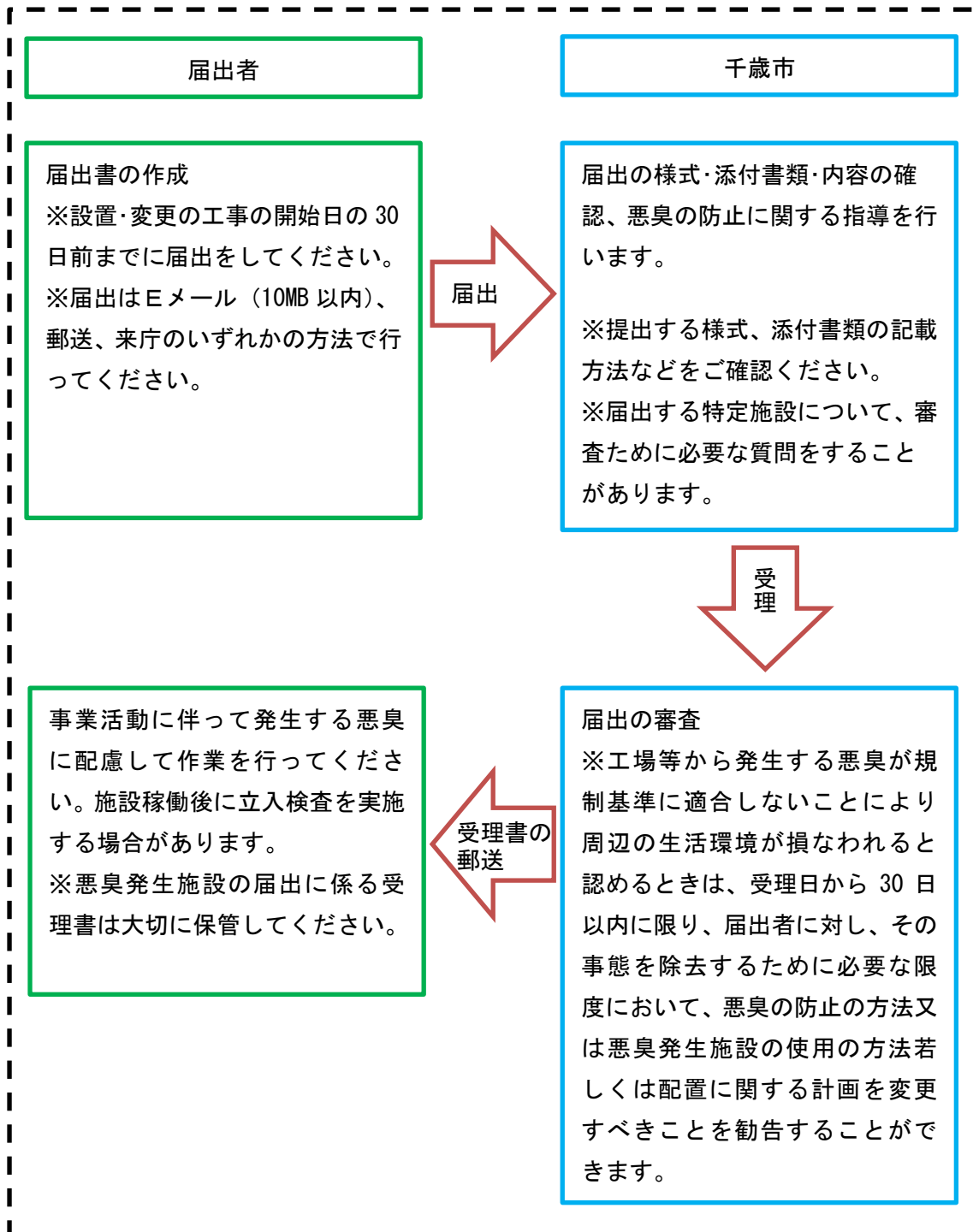
なお、4. を除く様式は任意です。

※ 2 工場等内に公害諸法令による特定施設等を初めて設置、又は使用を届出の際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

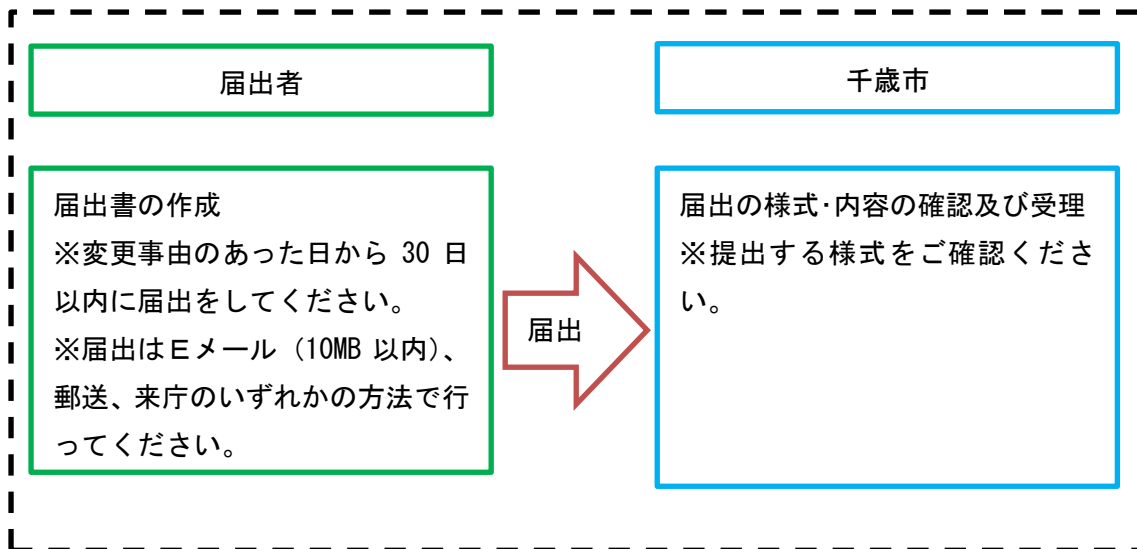
## 6 手続きの流れ

市条例にかかる届出について説明します。

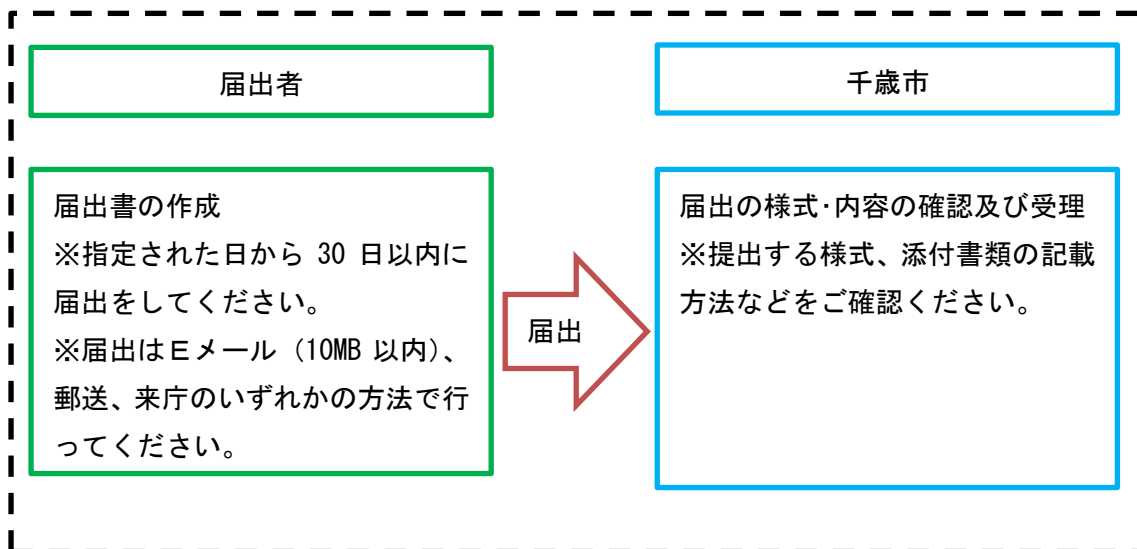
### (1) 設置届・変更届



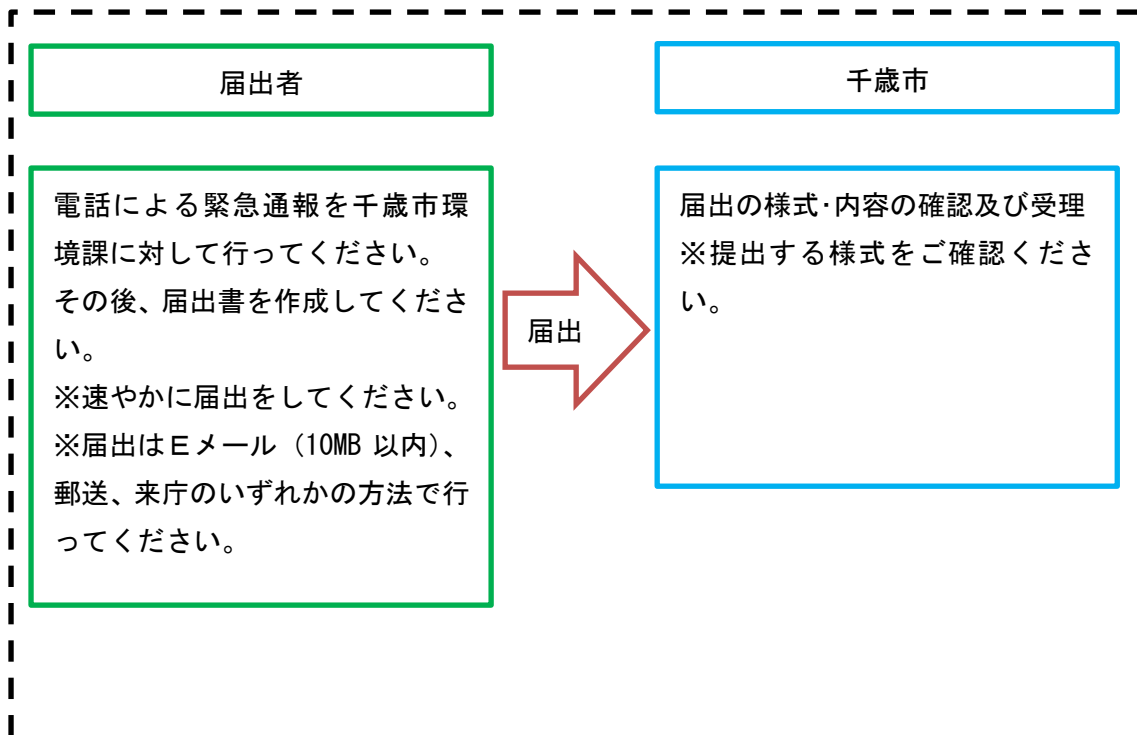
(2) 氏名等変更届、承継届、使用全廃（廃止）届



(3) 使用届



(4) 事故報告書



## 7 工場等の設置、移転の許可申請

### (1) 届出対象施設

#### ① 概要

市内で公害諸法令（下記②参照）に規定する特定施設等（下記③参照、この中には悪臭発生施設が含まれます。）を設置する工場・事業場を設置または移転する場合、既に設置されている工場・事業場にて、新たに特定施設等を設置する場合、法令改正により工場・事業場に有する施設が公害諸法令による特定施設等となった場合のいずれかに該当する際は、工場等の設置、移転の許可申請の提出が必要です。

なお、提出は一度のみとなり、提出後は特定施設等を増設したり、または異なる公害諸法令における特定施設等を設置する場合等、工場等の設置、移転の許可申請は不要です（例えば、千歳市公害防止条例で定める悪臭発生施設を設置するため、工場等の設置、移転の許可申請を行い、その後、振動規制法に基づく特定施設等を設置する場合、振動規制法に基づく届出は必要ですが、工場等の設置、移転の許可申請は不要です。）。

#### ② 公害諸法令について

環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）及び千歳市公害防止条例（昭和51年条例第35号）をいいます。

#### ③ 特定施設等について

上記の公害関係法令で定める特定施設、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ばい煙等発生施設又は指定施設を有する工場又は事業場をいいます。

(2) 届出様式

| 届出の種類         | 概要                                            | 届出期限                | 備考 |
|---------------|-----------------------------------------------|---------------------|----|
| 工場等設置・移転許可申請書 | ①公害諸法令に規定する特定施設等を設置する工場・事業場を設置または移転する場合。      | 工事着手の 30 日以前        | ※  |
|               | ②工場等設置・移転許可申請を行っていない工場・事業場にて、新たに特定施設等を設置する場合。 |                     |    |
|               | ③法令改正により工場・事業場に有する施設が公害諸法令による特定施設等となった場合。     | 指定された日から 30 日以内     |    |
| 工事完了届出書       | 上記の①において、工場・事業場を設置または移転が完了した場合。               | 工事完了の 15 日以内        | -  |
|               | 上記の②及び③の場合。                                   | 工場等設置・移転許可申請書と同時に提出 |    |

Eメール（10MB 以内）、郵送、来庁のいずれかの方法で届出をしてください。

郵送、来庁による際は、正副 2 部を提出してください。

届出様式への押印は不要です。

※ 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 公害防止措置の概要
2. 工場等周囲の状況図（敷地境界から 100 メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
3. 敷地内建物の配置図（特定施設の箇所は赤線で囲むこと。）
4. 作業工程の概要図

なお、添付書類の様式に定めがありますが、1. を除き、任意様式によることができます。